

ほっと



さばーたー

「聴覚障害者のコミュニケーション支援事業」について

猿田 君子

横の台に乗って、通訳する手話通訳者



法、警察等での円滑なコミュニケーションの確保のため、手話通訳者あるいは筆談法で行う要訳筆記者派遣を行っています。この事業は（社）茨城県聴覚障害者協会から委託を受け、県内各市町村と契約を行い実施していますので身体障害者手帳をお持ちの方は無料で利用できます。利用の際、まず鹿嶋市生活福祉課で利用申請をして下さい。

さて、通訳者は「茨城県立聴覚障害者福祉センター」や「電話〇二九（二四八）〇〇二九」より依頼を受け、県内どこにでも出向きます。聴覚障害者自身の発する手話を日本語に置き換えて相手に伝え、

中立的な立場で伝えるという、相互間のコミュニケーションを確立する役割を持っています。時には生命、人権、財産への影響に及ぶことがあります。専門性を持った技量が求められています。障害者や高齢者に限らず発生する問題を社会的に捉え、当事者に情報を提供しなければならぬ役割をも持っています。当然、通訳上知りえた情報は守らなくてはなりません。

手話ボランティアという言葉もあります。難しい手話はできないが、聞こえない人と楽しい会話をしたいという考えを持っておられる方もおられます。「手話」を学ぶ人が多いほど聴覚障害者の社会参加が拡大します。

そのような中で、地域の聴覚障害者と一緒に活動することは大切ですが、「手話ができる」と、と、「手話通訳ができる」と、ことは違うということも理解しておくことも大切なことと思います。



ピンポーン ――会長のひと言

今年の身障協の定期総会では、会長挨拶の中に昨年一年間の活動（事業）の特徴や良かったことなどを含めさせて頂きました。

会長の一年目を終えての総会でもあり、身障協の皆さんが、傍らから見たらそれぞれに不自由さを持っている人たち同士が助け合いながら活動していく様子、さらにはボランティアさんたちの心のこもった、しかしさり気ないサポートに感動と喜びを感じていました。この一年間に行われた事業の特徴と感じたことを十分間くらい使って話しました。

来賓としてお出でになった鹿嶋市長や生活福祉課長に身障協活動（事業）の総括を聴いて頂き、理解を頂く良い機会ではないかと考え、この場・この時こそが私の大切な役目だと一ヶ月前から原稿を準備しました。各事業についての状況や意見・反省点は、毎月の月例会で出し合っていましたので、それを基にして印象に残るように用意しました。

（山本安生）